

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載  
 【部門区分】第3部門第2区分  
 【発行日】令和2年4月2日(2020.4.2)

【公表番号】特表2019-506437(P2019-506437A)  
 【公表日】平成31年3月7日(2019.3.7)  
 【年通号数】公開・登録公報2019-009  
 【出願番号】特願2018-544928(P2018-544928)  
 【国際特許分類】

A 0 1 N 33/04 (2006.01)  
 A 0 1 N 25/00 (2006.01)  
 A 0 1 P 3/00 (2006.01)  
 A 0 1 N 25/02 (2006.01)  
 A 0 1 N 37/00 (2006.01)

【F I】

A 0 1 N 33/04  
 A 0 1 N 25/00 1 0 2  
 A 0 1 P 3/00  
 A 0 1 N 25/02  
 A 0 1 N 37/00

【手続補正書】

【提出日】令和2年2月18日(2020.2.18)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0104

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0104】

本発明のある特定の実施形態を説明してきたが、他の実施形態も存在し得る。本明細書は詳細な説明を含むが、本発明の範囲は以下の特許請求の範囲によって示される。さらに、本明細書は、構造的特徴及び/または方法的作用に特異的な言語で記載されているが、特許請求の範囲は、上述の特徴または作用に限定されない。むしろ、上記の特定の特徴及び行為は、本発明の例示的な態様及び実施形態として開示される。様々な他の態様、実施形態、修正、及びそれらの等価物は、本明細書の説明の読後、本発明の主旨または特許請求される主題の範囲から逸脱することなく当業者には連想され得る。以下、本発明の実施形態の例を列記する。

[ 1 ]

細菌孢子による汚染が疑われる物品上の細菌孢子を排除するための方法であって、前記方法は、

約10～約2,000ppmのエーテルアミンを水に混合することによって第1の使用溶液を調製し、約10～約2,000ppmの過カルボン酸を水に混合することによって第2の使用溶液を調製することと、

前記第1の使用溶液を前記物品に適用することと、

前記第2の使用溶液を前記物品に適用することと、を含む、方法。

[ 2 ]

前記エーテルアミンは、1～22個の炭素原子を有する一つ又は複数のエーテルアミンを含む、項目1に記載の方法。

[ 3 ]

前記エーテルアミンは、10～18個の炭素原子を有する一つ又は複数のエーテルアミ

ンを含む、項目 1 又は 2 に記載の方法。

[ 4 ]

前記第 1 の使用溶液は、25 ~ 1,500 ppm のエーテルアミンを含む、項目 1 ~ 3 のいずれか一項に記載の方法。

[ 5 ]

前記第 1 の使用溶液は、25 ~ 1,000 ppm のエーテルアミンを含む、項目 1 ~ 4 のいずれか一項に記載の方法。

[ 6 ]

前記第 1 の使用溶液は、50 ~ 500 ppm のエーテルアミンを含む、項目 1 ~ 5 のいずれか一項に記載の方法。

[ 7 ]

前記過カルボン酸は、2 ~ 12 個の炭素原子を有する一つ又は複数の過カルボン酸を含む、項目 1 ~ 6 のいずれか一項に記載の方法。

[ 8 ]

前記第 2 の使用溶液は、10 ~ 1,500 ppm の過カルボン酸を含む、項目 1 ~ 7 のいずれか一項に記載の方法。

[ 9 ]

前記第 2 の使用溶液は、50 ~ 1,000 ppm の過カルボン酸を含む、項目 1 ~ 8 のいずれか一項に記載の方法。

[ 10 ]

前記第 2 の使用溶液は、50 ~ 500 ppm の過カルボン酸を含む、項目 1 ~ 9 のいずれか一項に記載の方法。

[ 11 ]

前記方法は、C. diff.、C. botulinum、C. sporogenes、B. cereus、及び B. subtilis から選択される細菌孢子の少なくとも 2 対数の減少が可能である、項目 1 ~ 10 のいずれか一項に記載の方法。

[ 12 ]

前記方法は、C. diff.、C. botulinum、C. sporogenes、B. cereus、及び B. subtilis から選択される細菌孢子の少なくとも 3 対数の減少が可能である、項目 1 ~ 11 のいずれか一項に記載の方法。

[ 13 ]

前記方法は、C. diff.、C. botulinum、C. sporogenes、B. cereus、及び B. subtilis から選択される細菌孢子の少なくとも 4 対数減少が可能である、項目 1 ~ 12 のいずれか一項に記載の方法。

[ 14 ]

前記物品は、織物または硬質面を含む、項目 1 ~ 13 のいずれか一項に記載の方法。

[ 15 ]

前記第 1 の使用溶液及び前記第 2 の使用溶液のいずれか一方は、一つ又は複数の界面活性剤をさらに含む、項目 1 ~ 14 のいずれか一項に記載の方法。

[ 16 ]

前記第 1 の使用溶液及び前記第 2 の使用溶液のいずれか一方は、一つ又は複数の pH 調整剤をさらに含む、項目 1 ~ 15 のいずれか一項に記載の方法。

[ 17 ]

前記第 1 の使用溶液及び前記第 2 の使用溶液は、前記物品に同時に適用される、項目 1 ~ 16 のいずれか一項に記載の方法。

[ 18 ]

前記第 1 の使用溶液及び前記第 2 の使用溶液は、前記物品に連続的に適用される、項目 1 ~ 16 のいずれか一項に記載の方法。

[ 19 ]

前記第 1 の使用溶液及び前記第 2 の使用溶液は、前記物品に累積的に適用される、項目

1 ~ 16 のいずれか一項に記載の方法。

[ 20 ]

前記第1の使用溶液及び前記第2の使用溶液は、前記エーテルアミンと前記過カルボン酸との両方を前記水に投入することによって、単一の使用溶液として同時に調製される、項目1 ~ 17 のいずれか一項に記載の方法。

[ 21 ]

前記単一の使用溶液は、洗濯用洗浄溶液を含む、項目20に記載の方法。

[ 22 ]

前記第1の使用溶液及び前記第2の使用溶液のいずれか一方は、洗濯ブースタである、項目1 ~ 21 のいずれか一項に記載の方法。

[ 23 ]

前記第1の使用溶液及び前記第2の使用溶液のいずれか一方は、前記物品の硬質面に適用される、項目1 ~ 22 のいずれか一項に記載の方法。

[ 24 ]

前記第1の使用溶液及び前記第2の使用溶液の一方は、噴霧、注入、ワイプ、またモップ掛けによって前記物品に適用される、項目23に記載の方法。

[ 25 ]

細菌胞子を排除するための方法であって、前記方法は、

約10 ~ 約3,000ppmのエーテルアミンを水に混合することによって第1の使用溶液を調製することと、

約10 ~ 約3,000ppmの過カルボン酸を水に混合することによって第2の使用溶液を調製することと、

前記第1の使用溶液を、細菌胞子の汚染が疑われる物品に適用することと、

前記第2の使用溶液を、細菌胞子の汚染が疑われる前記物品に適用することと、を含む、方法。

[ 26 ]

前記第1の使用溶液は、25 ~ 2,000ppmのエーテルアミンを含む、項目25に記載の方法。

[ 27 ]

前記第1の使用溶液は、50 ~ 1,500ppmのエーテルアミンを含む、項目25又は26項に記載の方法。

[ 28 ]

前記第1の使用溶液は、50 ~ 1,000ppmのエーテルアミンを含む、項目25 ~ 27 のいずれか一項に記載の方法。

[ 29 ]

前記第2の使用溶液は、10 ~ 2,000ppmの過カルボン酸を含む、項目25 ~ 28 のいずれか一項に記載の方法。

[ 30 ]

前記第2の使用溶液は、50 ~ 1,500ppmの過カルボン酸を含む、項目25 ~ 29 のいずれか一項に記載の方法。

[ 31 ]

前記第2の使用溶液は、50 ~ 1,000ppmの過カルボン酸を含む、項目25 ~ 30 のいずれか一項に記載の方法。

[ 32 ]

前記第1の使用溶液を前記適用することは、前記物品を前記第1の使用溶液中に浸漬することを含み、前記第2の使用溶液を適用することは、前記物品を前記第2の使用溶液中に浸漬することを含み、前記方法は、前記第2の使用溶液を適用する前に、前記第1の使用溶液を排出することをさらに含む、項目25 ~ 31 のいずれか1項に記載の方法。

[ 33 ]

前記第1の使用溶液及び前記第2の使用溶液は、前記物品に同時に適用される、項目2

5 ~ 3 2 のいずれか一項に記載の方法。

[ 3 4 ]

前記第 1 の使用溶液及び前記第 2 の使用溶液は、前記物品に累積的に適用される、項目 2 5 ~ 3 2 のいずれか一項に記載の方法。

[ 3 5 ]

前記第 1 の使用溶液及び前記第 2 の使用溶液は、前記エーテルアミンと前記過カルボン酸との両方を含有する単一の使用溶液として同時に調製される、項目 2 5 ~ 3 3 のいずれか一項に記載の方法。

[ 3 6 ]

前記単一の使用溶液は、洗濯用洗浄溶液を含む、項目 3 5 に記載の方法。

[ 3 7 ]

2 つのチャンバ、及び両チャンバと流体連通する調整可能なスプレーアセンブリを有するスプレーボトルと、

前記 2 つのチャンバのうち的一方に収容され、水中に約 1 0 ~ 約 2 , 0 0 0 p p m のエーテルアミンを含む第 1 の溶液と、

前記 2 つのチャンバのうち他方に収容され、水中に約 1 0 ~ 約 2 , 0 0 0 p p m の過カルボン酸を含む第 2 の溶液と、を含む、キット。

[ 3 8 ]

約 1 0 ~ 約 1 , 0 0 0 p p m のエーテルアミンと、  
約 1 0 ~ 約 1 , 0 0 0 p p m の過酸と、  
水との混合物を含む組成物。

【**手続補正 2**】

【**補正対象書類名**】特許請求の範囲

【**補正対象項目名**】全文

【**補正方法**】変更

【**補正の内容**】

【**特許請求の範囲**】

【**請求項 1**】

細菌孢子による汚染が疑われる物品上の細菌孢子を排除するための方法であって、前記方法は、

約 1 0 ~ 約 2 , 0 0 0 p p m のエーテルアミンを水に混合することによって第 1 の使用溶液を調製し、約 1 0 ~ 約 2 , 0 0 0 p p m の過カルボン酸を水に混合することによって第 2 の使用溶液を調製することと、

前記第 1 の使用溶液を前記物品に適用することと、

前記第 2 の使用溶液を前記物品に適用することと、を含む、方法。

【**請求項 2**】

前記エーテルアミンは、1 ~ 2 2 個の炭素原子を有する一つ又は複数のエーテルアミンを含む、請求項 1 に記載の方法。

【**請求項 3**】

前記エーテルアミンは、1 0 ~ 1 8 個の炭素原子を有する一つ又は複数のエーテルアミンを含む、請求項 1 又は 2 に記載の方法。

【**請求項 4**】

前記第 1 の使用溶液は、2 5 ~ 1 , 5 0 0 p p m のエーテルアミンを含む、請求項 1 ~ 3 のいずれか一項に記載の方法。

【**請求項 5**】

前記第 1 の使用溶液は、2 5 ~ 1 , 0 0 0 p p m のエーテルアミンを含む、請求項 1 ~ 4 のいずれか一項に記載の方法。

【**請求項 6**】

前記第 1 の使用溶液は、5 0 ~ 5 0 0 p p m のエーテルアミンを含む、請求項 1 ~ 5 のいずれか一項に記載の方法。

## 【請求項 7】

前記過カルボン酸は、2～12個の炭素原子を有する一つ又は複数の過カルボン酸を含む、請求項1～6のいずれか一項に記載の方法。

## 【請求項 8】

前記第2の使用溶液は、10～1,500ppmの過カルボン酸を含む、請求項1～7のいずれか一項に記載の方法。

## 【請求項 9】

前記第2の使用溶液は、50～1,000ppmの過カルボン酸を含む、請求項1～8のいずれか一項に記載の方法。

## 【請求項 10】

前記第2の使用溶液は、50～500ppmの過カルボン酸を含む、請求項1～9のいずれか一項に記載の方法。

## 【請求項 11】

前記方法は、*C. diff.*、*C. botulinum*、*C. sporogenes*、*B. cereus*、及び*B. subtilis*から選択される細菌孢子の少なくとも2対数の減少が可能である、請求項1～10のいずれか一項に記載の方法。

## 【請求項 12】

前記方法は、*C. diff.*、*C. botulinum*、*C. sporogenes*、*B. cereus*、及び*B. subtilis*から選択される細菌孢子の少なくとも3対数の減少が可能である、請求項1～11のいずれか一項に記載の方法。

## 【請求項 13】

前記方法は、*C. diff.*、*C. botulinum*、*C. sporogenes*、*B. cereus*、及び*B. subtilis*から選択される細菌孢子の少なくとも4対数減少が可能である、請求項1～12のいずれか一項に記載の方法。

## 【請求項 14】

前記物品は、織物または硬質面を含む、請求項1～13のいずれか一項に記載の方法。

## 【請求項 15】

前記第1の使用溶液又は前記第2の使用溶液のいずれか一方は、一つ又は複数の界面活性剤をさらに含む、請求項1～14のいずれか一項に記載の方法。

## 【請求項 16】

前記第1の使用溶液又は前記第2の使用溶液のいずれか一方は、一つ又は複数のpH調整剤をさらに含む、請求項1～15のいずれか一項に記載の方法。

## 【請求項 17】

前記第1の使用溶液及び前記第2の使用溶液は、前記物品に同時に適用される、請求項1～16のいずれか一項に記載の方法。

## 【請求項 18】

前記第1の使用溶液及び前記第2の使用溶液は、前記物品に連続的に適用される、請求項1～16のいずれか一項に記載の方法。

## 【請求項 19】

前記第1の使用溶液及び前記第2の使用溶液は、前記物品に累積的に適用される、請求項1～16のいずれか一項に記載の方法。

## 【請求項 20】

前記第1の使用溶液及び前記第2の使用溶液は、前記エーテルアミンと前記過カルボン酸との両方を前記水に投入することによって、単一の使用溶液として同時に調製される、請求項1～17のいずれか一項に記載の方法。

## 【請求項 21】

前記単一の使用溶液は、洗濯用洗浄溶液を含む、請求項20に記載の方法。

## 【請求項 22】

前記第1の使用溶液又は前記第2の使用溶液のいずれか一方は、洗濯ブースタである、請求項1～21のいずれか一項に記載の方法。

## 【請求項 23】

前記第1の使用溶液又は前記第2の使用溶液のいずれか一方は、前記物品の硬質面に適用される、請求項1～22のいずれか一項に記載の方法。

## 【請求項 24】

前記第1の使用溶液又は前記第2の使用溶液の一方は、噴霧、注入、ワイプ、またモップ掛けによって前記物品に適用される、請求項23に記載の方法。

## 【請求項 25】

細菌胞子を排除するための方法であって、前記方法は、  
約10～約3,000ppmのエーテルアミンを水に混合することによって第1の使用溶液を調製することと、  
約10～約3,000ppmの過カルボン酸を水に混合することによって第2の使用溶液を調製することと、  
前記第1の使用溶液を、細菌胞子の汚染が疑われる物品に適用することと、  
前記第2の使用溶液を、細菌胞子の汚染が疑われる前記物品に適用することと、を含む、方法。

## 【請求項 26】

前記第1の使用溶液は、25～2,000ppmのエーテルアミンを含む、請求項25に記載の方法。

## 【請求項 27】

前記第1の使用溶液は、50～1,500ppmのエーテルアミンを含む、請求項25又は26項に記載の方法。

## 【請求項 28】

前記第1の使用溶液は、50～1,000ppmのエーテルアミンを含む、請求項25～27のいずれか一項に記載の方法。

## 【請求項 29】

前記第2の使用溶液は、10～2,000ppmの過カルボン酸を含む、請求項25～28のいずれか一項に記載の方法。

## 【請求項 30】

前記第2の使用溶液は、50～1,500ppmの過カルボン酸を含む、請求項25～29のいずれか一項に記載の方法。

## 【請求項 31】

前記第2の使用溶液は、50～1,000ppmの過カルボン酸を含む、請求項25～30のいずれか一項に記載の方法。

## 【請求項 32】

前記第1の使用溶液を前記適用することは、前記物品を前記第1の使用溶液中に浸漬することを含み、前記第2の使用溶液を適用することは、前記物品を前記第2の使用溶液中に浸漬することを含み、前記方法は、前記第2の使用溶液を適用する前に、前記第1の使用溶液を排出することをさらに含む、請求項25～31のいずれか1項に記載の方法。

## 【請求項 33】

前記第1の使用溶液及び前記第2の使用溶液は、前記物品に同時に適用される、請求項25～32のいずれか一項に記載の方法。

## 【請求項 34】

前記第1の使用溶液及び前記第2の使用溶液は、前記物品に累積的に適用される、請求項25～32のいずれか一項に記載の方法。

## 【請求項 35】

前記第1の使用溶液及び前記第2の使用溶液は、前記エーテルアミンと前記過カルボン酸との両方を含有する単一の使用溶液として同時に調製される、請求項25～33のいずれか一項に記載の方法。

## 【請求項 36】

前記単一の使用溶液は、洗濯用洗浄溶液を含む、請求項35に記載の方法。

## 【請求項 37】

2つのチャンバ、及び両チャンバと流体連通する調整可能なスプレーアセンブリを有するスプレーボトルと、

前記2つのチャンバのうちの一方に収容され、水中に約10～約2,000ppmのエーテルアミンを含む第1の溶液と、

前記2つのチャンバのうち他方に収容され、水中に約10～約2,000ppmの過カルボン酸を含む第2の溶液と、を含む、キット。

## 【請求項 38】

約10～約1,000ppmのエーテルアミンと、

約10～約1,000ppmの過酸と、

水との混合物を含む組成物。

## 【請求項 39】

細菌胞子による汚染が疑われる物品上の細菌胞子を排除するための方法であって、前記方法は、使用溶液を前記物品に適用することを含み、前記使用溶液は、水中に、約10～約2,000ppmのエーテルアミンと、約10～約2,000ppmの過カルボン酸を含む、方法。

## 【請求項 40】

前記エーテルアミンは、1～22個の炭素原子を有する一つ又は複数のエーテルアミンを含む、請求項39に記載の方法。

## 【請求項 41】

前記エーテルアミンは、10～18個の炭素原子を有する一つ又は複数のエーテルアミンを含む、請求項39又は40に記載の方法。

## 【請求項 42】

前記使用溶液は、25～1,500ppmのエーテルアミンを含む、請求項39～41のいずれか一項に記載の方法。

## 【請求項 43】

前記使用溶液は、25～1,000ppmのエーテルアミンを含む、請求項39～42のいずれか一項に記載の方法。

## 【請求項 44】

前記使用溶液は、50～500ppmのエーテルアミンを含む、請求項39～43のいずれか一項に記載の方法。

## 【請求項 45】

前記過カルボン酸は、2～12個の炭素原子を有する一つ又は複数の過カルボン酸を含む、請求項39～44のいずれか一項に記載の方法。

## 【請求項 46】

前記使用溶液は、10～1,500ppmの過カルボン酸を含む、請求項39～45のいずれか一項に記載の方法。

## 【請求項 47】

前記使用溶液は、50～1,000ppmの過カルボン酸を含む、請求項39～46のいずれか一項に記載の方法。

## 【請求項 48】

前記使用溶液は、50～500ppmの過カルボン酸を含む、請求項39～47のいずれか一項に記載の方法。

## 【請求項 49】

前記方法は、C. diff.、C. botulinum、C. sporogenes、B. cereus、及びB. subtilisから選択される細菌胞子の少なくとも2対数の減少が可能である、請求項39～48のいずれか一項に記載の方法。

## 【請求項 50】

前記方法は、C. diff.、C. botulinum、C. sporogenes、B. cereus、及びB. subtilisから選択される細菌胞子の少なくとも3対

数の減少が可能である、請求項 39 ~ 49 のいずれか一項に記載の方法。

【請求項 51】

前記方法は、C. diff.、C. botulinum、C. sporogenes、B. cereus、及び B. subtilis から選択される細菌孢子の少なくとも 4 対数減少が可能である、請求項 39 ~ 50 のいずれか一項に記載の方法。

【請求項 52】

前記物品は、織物または硬質面を含む、請求項 39 ~ 51 のいずれか一項に記載の方法

。

【請求項 53】

前記使用溶液は、一つ又は複数の界面活性剤をさらに含む、請求項 39 ~ 52 のいずれか一項に記載の方法。

【請求項 54】

前記使用溶液は、一つ又は複数の pH 調整剤をさらに含む、請求項 39 ~ 53 のいずれか一項に記載の方法。

【請求項 55】

前記単一の使用溶液は、洗濯用洗浄溶液を含む、請求項 39 ~ 54 のいずれか一項に記載の方法。

【請求項 56】

前記使用溶液は、洗濯ブースタである、請求項 39 ~ 55 のいずれか一項に記載の方法

。

【請求項 57】

前記使用溶液は、前記物品の硬質面に適用される、請求項 39 ~ 56 のいずれか一項に記載の方法。

【請求項 58】

前記使用溶液は、噴霧、注入、ワイプ、またモップ掛けによって前記物品に適用される、請求項 39 ~ 57 のいずれか一項に記載の方法。